

## 令和4年度 第1回堺市文化財保護審議会 議事録

日時 令和4年8月29日(水) 午後3時30分～午後5時

場所 堺市博物館ホール

出席者 委員(9人)

山中浩之会長、宮路淳子副会長、大野朋子委員、佐久間康富委員、高橋平明委員、高村公一委員、田啓子委員、福原成雄委員、松岡久美子委員

傍聴者 2人

会議次第 1 審議会開会

2 堺市 挨拶

3 報告事項

- ・堺市指定文化財の指定基準について

4 審議事項

- ・堺市指定有形文化財の諮問について
- ・指定文化財候補資料説明

5 閉会

資料 会議次第

資料1 報告事項

資料2 審議事項

堺市文化財保護審議会委員名簿

議事録(要旨)

1 開会

2 事務局

- ・出席委員数が定足数を満たし審議会が成立している旨の報告。
- ・配布資料の確認。

浦部局長あいさつ

3 報告事項

・堺市指定文化財の指定基準について

事務局

・堺市指定文化財の指定基準を制定したことを報告

#### 4 審議事項

・堺市指定有形文化財の諮問について

浦部局長より山中会長へ諮問手続きを行う

・指定文化財候補資料説明

事務局

・「住吉大社宿院頓宮の祓神事（荒和大祓神事）」について説明

・「北村古壘（陶器城跡）」について説明

山中会長

・「住吉大社宿院頓宮の祓神事（荒和大祓神事）」について質問を出していただきたい

福原委員

・調書とパワーポイントで見せてもらった図版が合わない。調書にはない。注釈がないし、図版も入れ込んでいない。調書を読んでもわからず、パワーポイントを見るとわかるというのではいけないと思う。また、誰がいつ、どのようにしているのかという説明がない。どういう人がどういう風に集まってどのくらいの規模でどのようなことをするのか、という点についての記載がない。もっと丁寧な記載があったほうがいいのではないかと思う。

大野委員

・実施の主体が空欄になっている。今回の神事の主体は誰になるのか？

田委員

・他のものだと保存会というものがある。そういうものではないのか？

山中会長

・この神事はとても重要な神事だと思うが、現在のようない神事のありかたがいつごろから始められたのかは文献的ではわからないのか？ 大阪府史編纂所の『大阪の歴史』か『ヒストリア』にかなり詳細な資料が掲載されていた気がするのだが、その辺りは確かめてはいないのか？ 飯匙堀の形が今のようない正方形になったのはいつごろなのか？

事務局

・調書については、図版の説明を増やすなどの補強をしていきたい。

実施の主体については、現在は保存会が関わっているのではなく、神社が主体となってやっている神事である。基本的には住吉大社から来た神職が中心となっているので、その辺りを補足したい。

所有者については、今回の案件は無形民俗文化財となるので、堺市文化財保護条例上、所有者の設定がされていない。そのため指定書ではなく、指定通知書を発行することになる。この指定通知書においては、住吉大社本社を実施主体として定めることになる。

現在、宿院頓宮飯匙堀での神事のみを荒和大祓神事と呼んでいるが、近世以前の資料では旧6月晦日の祭礼神事全てをまとめて荒和大祓と元々呼んでおり、名称も現代とは異なっている。そのため、近世と近代以降では、祭礼の形は神仏分離や国家神道などの影響で変わってきているところはある。そのため、今の形がいつからかという点については、明確な答えができないが、近代以降、明治以降の形だと思う。日付も6月晦日から8月1日に変わった経緯というのがあるが、明治以降はおおむねこの形であろうと思われる。

『大阪の歴史』や『ヒストリア』については、確認したい。

飯匙堀の形の変化については、いつからかは資料的にはわからないが、「元禄二年堺大絵図」時点ではすでに四角くなっている。また、「大寺縁起」についても、元禄三年のものにはなるが、天正年間に焼けたものを基にして描かれたものなので、江戸時代に入る前後くらいには四角い形になっていたのではないと思われる。

山中会長 ・「堺鑑」には飯匙堀と出ているが、それは名前としてはそのままということか？

事務局 ・由来としては飯匙の形をしているので飯匙堀と名付けられたと伝わっているが、当時の形が飯匙の形をしていたのか四角い形をしていたのかはわからない。

宮路副会長 ・住吉大社が関わっているということで、今後も続いていくものだろうと思うし、その点で指定され、守られることは重要なことだと思う。国の方では、無形の民俗文化財については一度失われるとなかなか復活が難しいということで、指定物件のアーカイブス化が求められていくという方向になっているかと思う。堺市では、現時点で映像資料のようなものを記録として残す方向で検討はしているのか？

事務局

・映像に残していくとしたら、住吉祭全体を対象にしていくべきだと考える。堺市では、関西大学と連携して、住吉祭りの詳細な記録や文献資料に現れた住吉祭の記載を全て網羅した報告書を作成している。ただし、無形民俗文化財として指定する以上は、今現在の祓の状況をしっかりと記録することが重要ではないかと思われる。実は住吉大社のほうで映像は積極的に取り組まれているということがあり、堺市としては住吉大社と連携して、できるだけ早い段階で映像記録を、神社側と相談しながら作成する必要があるのではないかと思う。祓の神事ということで、公開が難しい部分もあるかと思われるが、堺の人々の基底をなす習慣に根付いた祭礼という点で非常に重要なので、可能な部分については、できるだけ詳細に記録していくことが重要ではないかと考えており、そのあたりは住吉大社と相談したいと思う。

木許委員

・保存会がないということで、行事の主体を神社の宮司、神職の方がやっているということだと思うのだが、一般的に無形民俗文化財でお祭りなどを保存会を立ててやっているのは、行政と宗教行為とを分けるという目的がある。政教分離ということから行われていると理解している。今回のように保存会がなくて、神社の神職が行っている行事に対して指定をしていくということは、普通はないことだと思う。堺市として政教分離の原則に触れていないのだとちゃんと説明できるのではあればいいのだが、その点が気になった。

事務局

・指摘の通り、そういう側面がある。本市の無形民俗文化財第1号は石津太神社のやっさいほっさいという祭りで、こちらも保存会組織はなく、石津太神社そのものを祭礼の伝承主体として指定した。本市としては、行われている祭礼や今回の祓神事は一面で言えば宗教行為そのものだが、歴史的に見ていく中では堺市民の中に定着している維持すべき無形民俗文化財として評価できるであろうと考えている。ただ、継承行為自体に市の補助金を出すという場合は、指摘のとおり何かしら別の保存会を立ち上げてもらい、そこが宗教行為とは別の次元で保存伝承を図っていくという主体となることで、補助的なことが可能であると考えている。石津太神社の方も保存会組織が立ち上がっていないので、指定はしているが、市の助成は行っていない。住吉大社についても、一定の映像記録等は作成していく必要があると思うが、祭礼の催行そのものについての助成については、今の組織体では難しいのではないかと考えている。た

だ、住吉祭全体としては、神社の組織と結びついた形ではあるが、様々な堺市民が関わる組織がある。ただ、それは祓の行事の保存継承に目的が特化した組織ではない。そのため、今回の指定を契機として堺市民が祭礼、神事を堺の歴史の基底をなすものとして続けていこうという機運が盛り上がって、そういう組織ができてきた中で、本市側も一定、継承についての助成を考える段階になるだろうと考えている。

福原委員 ・ 祭礼の時間割をもう少し明確にした方がいい。資料の日付で書かれている中に、もう少ししっかりと祓神事の位置づけをしたほうが分かりやすいと思う。

事務局 ・ 冒頭に指摘いただいた通り、我々の側で表現が足りない部分、説明が足りていない部分があるので、もう少し丁寧な形で示した上で、それを諮るという形にしたいと思う。市民や堺に興味を持っている方々に、どういいう無形文化財なのかを知ってもらう意味でも、重要なことだと思うので、整理して示せるようにしたいと思う。

山中会長 ・ 次に「北村古壘（陶器城跡）」について質問をお願いしたい。

福原委員 ・ 先ほどと同じく、文章上に説明がないので、それをしっかりと入れ込んだ方がいいと思う。  
指定の区域を示す図版の中に点々の部分がある。これは、どういう意味？ この点々の部分はかなり近代に改変が行われている。庭園的な作り変えが行われているのだが、それを指定区域に入れていいのかについて疑問を感じた。

木許委員 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の遺跡の名称と史跡の名称が食い違っていると理解したのだが、これは混乱が生じるしまずいのではないかと思う。今後、これを統一していけるような方策があるのかどうか知りたい。今回、見学をして非常にいい状態で遺構が残っていることが分かったので、指定については全面的に賛成している。史跡に指定することで保存ということが出来るのだが、活用ということが前提になればなかなか市として指定していくのは難しいのではないかと思う。史跡は公園に面しており、市民の方が見学するというのであれば、導線は確保しやすいのかなと感じた。その中で、様々な難しい問題はあると思うが、現状

ではそのまま保存して行くと、活用できているとは言えないのではないかと思う。所有者が同意するのではあれば、将来的には買収して活用していくことも視野に入っているのか。

文言として何点かわかりにくい点があったと思う。特に気になったのが、14 ページの本文に書いてある下から4行目の表現なのだが、今の書き方だと絵図に描かれていたことがまず事実として存在していて、その状態を留めていることに価値があるという書き方になっている。だが、たぶんそうではなくて、絵図に描かれていることも本来的にはわからなかったのが、発掘調査をすることによって、この遺構が絵図と一致しているということがこの遺構の価値ではないかと思う。それによって、絵図の正しさも検証されたということになるのではないかと思うので、その点、遺跡の価値の記述として提言したい。

- 松岡委員
- ・確認だが、14 ページの本文の下から5行目のところに「これらは文献上の陶器城にただちに比定できないが」とある。実際、13 ページ2段落目のところに「文献に見える陶器城」という表記があって「関連が注目される」とある。もちろん、何らかの関係がある可能性は十分にあると思うのだが、断定できないという状況において、名称に陶器城跡という名称をいれるべきかどうかという点に関して、どういう風に考えているか聞かせて欲しい。これは先ほど指摘があった、史跡としての名称と指定名称との関係とも関わっていると思うが、その辺り整理をお願いしたい。
- 佐久間委員
- ・今回指定する上で、所有と管理と活用の考え方を整理して欲しい。所有が変わるのか変わらないのか、将来的にどうなのか、管理も所有者が管理するのかなど、わかりやすく書いてもらえると理解しやすい。20 ばかり古城があり、現存しているのが陶器城跡というのが大事な話であり、本文の最後のほうで類似の表現があるのだが、文字にできるのであれば、そういう表現も検討して欲しい。
- 宮路副会長
- ・楠があったと思うが、樹齢の特定をする予定はあるのか。やり方があるので、特定をすれば付加価値という意味でもとてもいいのではないかと思う。
- 事務局
- ・全体として、もう少し丁寧に表示していきたいと思う。

点々については、家の裏手にある石垣を意味する。これを点々でこのまま表示するのか、石垣とキャプションを付けるのか今後検討したい。指定の範囲だが、本丸の西側辺りは確かに階段に煉瓦が組んであるのだが、基本的には本丸全体としては残りがいいものと認識している。その指定範囲以外のところは旧の地形はなくなっているのだが、この指定範囲の中については遺構が良好に遺っていると認識している。

福原委員

- ・表面的には変わっているが、遺構としては残っているということだが、その点はちゃんと説明しておかないといけない。

事務局

- ・調書の書きぶりについて、指摘のあったところを中心に見直しをしたいと思います。遺構ばかりではなく、比較としての絵図の信ぴょう性についても、認識はもっているのですが、そのような表現も含めて修正したい。木許委員から共有化の見通しについて話があったが、保存をするためにどういうことが一番いいのかについては、所有者と堺市文化財課の方で話し合いを今後も継続していきたいと思う。今後の活用についても、公開するにはいろいろ解決しないといけないものがある。そういうことが将来どういう形で解決して公開にたどり着けるのかについては、公有化と重ねて進めていきたいと考えている。当面は、北側に面している公園からの見学を進めていきたいと考えている。平成5年度に設置した解説版は現状のまま、ただしその内容については今回の発掘調査など最新の情報を盛り込んだ形で、早いうちに更新したいと考えている。所有の形態については、今の所有者のままである。日常的な管理についても、これまでと同様に所有者にお願いする。ただし、史跡の保存のために必要なことという場合には、本市に文化財保存事業補助金交付要綱というものがあるので、そのような規定に合致するような事業については補助をして保存を進めていきたいと考えている。楠の樹齢については、我々も興味を持っているのだが、専門ではないので、ぜひお知恵を拝借したいと考えている。そういうことで明らかにできることはいくつもあると思うので、トータルとしての保存に結び付けばと考えている。

木許委員

- ・質問したことで漏れていることがある。周知の埋蔵文化財包蔵地の名称との整合性を取るすべはあるのか？

事務局

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地については大阪府教育委員会の権限である。ただし、大阪府が定めている基準の中に遺跡の範囲や名称の変更について協議をするという規定がある。その中で、堺市として史跡の名称の協議を進めていきたい。江戸時代の絵図に実際に記されている「北村古壘」という名称の方が事実に近いと思われる。それにさかのぼる陶器城跡については、発掘調査については考古学上事実をつかむことができなかったというのが調査の結果なので、史跡の範囲の拡大という視点もある。先ほど示した復元案が真に正しいものなのかは、今後開発に伴ういくつかの調査をしていかないとわからないと思う。その過程で陶器城跡ではないのかという具体的な根拠が出た時には、今、その可能性を全て否定するわけではなくて、将来にその可能性を少し残しておきたいと考えている。事実、これまでは遺跡の名称は陶器城跡とされて来ており、今、その可能性を否定するのではなく、将来にその可能性を留めておき、将来の調査の積み重ねでそれが証明できるようになれば、名称の変更の可能性もあるかもしれないが、そのことも含めた史跡の名称とご理解いただきたい。

福原委員

- ・実際に昔の絵図と今の現況を重ねてほぼ間違いないというモンタージュなどや断面図などが調書についていけば非常に説得力があると思う。

佐久間委員

- ・木許委員の言っていた公有化も一つの選択肢だと思う。所有者が持ったまま公開しているというケースもあると思う。日常的にはクローズドだが、期間限定で公開するという形にすると、色々な方が納得する形になるのではないかと思う。

山中委員

- ・これで審議会を終わりにしたいと思う。

#### 4 閉会

勝真文化部長あいさつ